

川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 18 号

川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年川西市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(大掃除)	(大掃除)
第2条 条例第4条第3項の大掃除は、市長が定める計画に基づき毎年1回以上全市域について行なうものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に市の全域又は一部について実施することができる。	第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条第3項の大掃除は、市長が本市の公衆衛生に悪影響を及ぼす可能性がある等必要と認めたときに市長が定める地区、時期及び手法に基づき行うものとする。
2 前項の大掃除の日割及び区域は、その都度告示するものとする。	
3 建物の占有者は、前項により告示された実施日に次に掲げる要領により大掃除を実施しなければならない。	
(1) 建物内外の不潔な箇所を掃除し、床	

下等湿気の多い箇所を乾燥させること。

(2) 室内の通気を良くし、畳、敷物等を戸外で乾燥させること。

(3) 下水こう等を掃除し、ねずみ、蚊、はえ等が発生しないようにすること。

(4) 掃除により排出した一般廃棄物は、市長が指定する場所に運搬すること。ただし、自ら処分する場合は、この限りでない。

(多量の一般廃棄物の範囲)

第3条 条例第7条の規定による事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を排出する業種は、次のとおりとする。

工場 市場 卸売市場 旅館 浴場 八百屋 飲食店 映画館 寮(10人以上) 会社 事業場 その他これに準ずるもの
(一般廃棄物処理申込等)

第4条 自ら処分することが困難な一般廃棄物を排出する清掃義務者は、一般廃棄物処理申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物処理申込書を提出した者が次の各号の一に該当するときは、異動報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯の構成人員に異動が生じたとき。

(2) 世帯が転出又は市内転居したとき。

(3) その他一般廃棄物の処理が必要でなくなつたとき、又は一時中止すると

(多量の一般廃棄物の範囲)

第3条 条例第8条第1項の規定により規則で定める業種は、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)第2章に掲げる全ての産業とする。

<p>き。</p>	
<p>(一般廃棄物処理業の許可申請)</p>	<p>(一般廃棄物処理業の許可申請)</p>
<p><u>第5条 条例第10条の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者</u> <u>(以下「処理業者」という。)</u>は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業許可申請書2通を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の住所、氏名、及び生年月日 (法人にあつてはその名称、所在地、代表者の氏名)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>収集、運搬及び処分の方法並びに作業計画</u></p> <p>(9) <u>作業区域、受持戸数(構成別)及び1日の作業能力</u></p>	<p><u>第4条 条例第12条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業許可申請書2通を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 申請者の住所、氏名、及び生年月日 (法人にあつてはその名称、所在地、代表者の氏名)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>申請時において契約を締結している事業者の名簿</u></p> <p>(9) <u>他市町村における委託及び許可の状況</u></p> <p>(10) <u>業務経歴</u></p> <p>(11) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項及び図面</u></p>
<p>2 <u>市長は、前項の許可申請により処理業者の許可を与えた後といえども市の収集計画に基づき同項第9号に定める作業区域、受持戸数等の変更を命ずることができ</u> <u>る。</u></p>	
<p>3 <u>第1項第3号から第6号まで及び第8号、第9号の事項を変更しようとするときは、その理由を付して事前に市長の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>2 <u>前項第3号から第6号までの事項を変更しようとするときは、その理由を付して事前に市長の承認を受けなければならない。</u></p>
<p>4 <u>第1項第1号、第2号及び第7号の事項を変更した場合には、5日以内に市長に届け出なければならない。</u></p>	<p>3 <u>第1項第1号、第2号、第7号、第9号及び第11号の事項を変更した場合には、5日以内に市長に届け出なければならない。</u></p>

<p>(浄化槽清掃業の許可申請)</p>	<p>らない。</p> <p>(浄化槽清掃業の許可申請)</p>
<p>第6条 条例第13条の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者(以下「清掃業者」という。)は、前条第1項各号に掲げる事項のほか次に掲げる事項を記載した浄化槽清掃業許可申請書2通を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前条第2項から第4項までの規定は、第1項の許可申請に準用する。この場合において「処理業者」とあるのは「清掃業者」に読み替えるものとする。</u></p> <p>(許可証の期限等)</p>	<p>第5条 条例第15条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、前条第1項各号に掲げる事項のほか次に掲げる事項を記載した浄化槽清掃業許可申請書2通を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可申請に準用する。</u></p> <p>(許可証の期限等)</p>
<p>第7条 条例第11条の規定による許可証の有効期限は、2年以内とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可証の返納)</p>	<p>第6条 条例第13条第1項の許可証(条例第15条第3項の規定により準用する場合の許可証を含む。次項及び次条において同じ。)の有効期限は、2年以内とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可証の返納)</p>
<p>第8条 <u>処理業者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、許可証を7日以内に市長に返納しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>処理業者が営業を停止されたときは、その期間中許可証を市長に返納しなければならない。</u></p>	<p>第7条 条例第13条第1項の許可証の交付を受けた者は、次の事由に該当するときは、許可証を7日以内に市長に返納しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>条例第13条第1項の許可証の交付を受けた者が営業を停止されたときは、その期間中許可証を市長に返納しなければ</u></p>

<p>3 第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定は、浄化槽清掃業者の許可を受けた者に準用する。この場合において第2項中「処理業者」とあるのは「清掃業者」に読み替えるものとする。</p> <p>(休業廃業等)</p>	<p>ならない。</p> <p>(休業廃業等)</p>
<p>第9条 処理業者及び清掃業者が休業又は廃業しようとするときは、その2月前に許可証を添えて一般廃棄物処理業廃(休)業届又は浄化槽清掃業廃(休)業届を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第8条 条例第12条第1項又は条例第15条第1項の許可を受けた者が休業又は廃業しようとするときは、その2月前に許可証を添えて一般廃棄物処理業廃(休)業届又は浄化槽清掃業廃(休)業届を市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 処理業者及び清掃業者が死亡(法人の場合は解散)したときは、15日以内に相続人(法人の場合は精算人)が許可証を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>(同業組合の届出)</p>	<p>2 条例第12条第1項又は条例第15条第1項の許可を受けた者が死亡(法人の場合は解散)したときは、15日以内に相続人(法人の場合は精算人)が許可証を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>(同業組合の届出)</p>
<p>第10条 処理業者又は清掃業者がそれぞれ同業組合を設立したときは、その組合規約及び組合員名簿を添えて市長に届け出なければならない。</p>	<p>第9条 条例第12条第1項又は条例第15条第1項の許可を受けた者がそれぞれ同業組合を設立したときは、その組合規約及び組合員名簿を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の組合において、組合規約に変更が生じたときは、組合規約を、組合員に変更が生じたときは、組合員名簿を市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 前項の組合が解散したときは、解散したときの代表者が届け出なければならない</p>	<p>3 第1項の組合が解散したときは、解散したときの代表者がその旨を市長に届け</p>

<p>い。 (大型ごみ処理手数料の額)</p>	<p>出なければならない。 (大型ごみ処理手数料の額)</p>
<p>第11条 (略) (手数料の徴収方法等)</p>	<p>第10条 (略) (手数料の徴収方法等)</p>
<p>第12条 一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、次に定めるところにより徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ごみ処理手数料のうち、家庭から排出されるごみで臨時の処理によるものを市が収集及び運搬するときは、その</u>都度徴収する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略) (処理券)</p>	<p>第11条 一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、次に定めるところにより徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ごみ処理手数料は、その都度徴収する。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略) (処理券)</p>
<p>第13条 (略) (手数料の納期)</p>	<p>第12条 (略) (手数料の納期)</p>
<p>第14条 第12条第1項第4号の規定により2箇月ごとに徴収するし尿処理手数料の納期は、次のとおりとする。ただし、納期の末日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を納期の末日とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(し尿処理手数料の従量によるものの範囲)</p>	<p>第13条 第11条第1項第4号の規定により2箇月ごとに徴収するし尿処理手数料の納期は、次のとおりとする。ただし、納期の末日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を納期の末日とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(し尿処理手数料の従量によるものの範囲)</p>
<p>第15条 従量によりし尿処理手数料を徴収するものの範囲は、次のとおりとする。</p>	<p>第14条 従量によりし尿処理手数料を徴収するものの範囲は、次のとおりとする。</p>

<p>(1) <u>官公署 学校 幼稚園 会社 工場</u> <u>病院 診療所 寮 事務所 映画館</u> <u>旅館 遊技場 その他これに準ずるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(手数料の減免)</p>	<p>(1) <u>日本標準産業分類第2章に掲げる産業を営む者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(手数料の減免)</p>
<p><u>第16条 条例第15条第3項に規定する</u> 特別の理由がある場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>第15条 条例第17条第3項に規定する</u> 特別の理由がある場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(資源物の収集又は運搬の禁止)</u></p>
	<p><u>第16条 条例第18条第1項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>市と資源物の収集及び運搬に係る業務委託契約を締結している者</u></p> <p>(2) <u>再生資源集団回収登録団体の依頼により資源物の収集及び運搬を行う者</u></p> <p>2 <u>条例第18条第1項の規則で定める資源物は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>古紙類（新聞、段ボール、雑誌類、紙パック等をいう。）</u></p> <p>(2) <u>古着及び古布</u></p> <p>(3) <u>カン</u></p> <p>(4) <u>ビン</u></p> <p>(5) <u>ペットボトル（ポリエチレンテレフタレート製の容器に限る。）</u></p> <p>(6) <u>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第1項に規定する小型</u></p>

電子機器等

(7) フライパン、鍋その他の金属を主に
使用した製品

3 条例第18条第2項の規定による命令
は、次に掲げる事項を記載した禁止命令
書により行うものとする。

(1) 違反した者の氏名及び住所（法人に
あつては、名称、事務所の所在地及び
代表者の氏名）

(2) 違反事実の発生した日時

(3) 違反事実の発生した場所

(4) 違反の内容

(5) 違反行為の利用に供された車両の登
録番号

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が
特に必要があると認める事項
(公表等)

第17条 条例第19条第1項の規定によ
る公表は、次に掲げる事項を市ホーム
ページに掲載して行うものとする。

(1) 違反した者の氏名及び住所（法人に
あつては、名称、事務所の所在地及び
代表者の氏名）

(2) 違反事実の発生した日時

(3) 違反事実の発生した場所

(4) 違反の内容

(5) 違反行為の利用に供された車両の登
録番号

(6) 禁止命令書の内容

(7) 公表を行う理由

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が

特に必要があると認める事項

2 条例第19条第2項の規定による通知は、前項第1号から第8号までに掲げる事項を記載した公表通知決定書により行うものとする。

(補則)

第18条 (略)

別表 (第10条関係)

表 (略)

別記様式 (第12条関係)

(補則)

第17条 (略)

別表 (第11条関係)

表 (略)

別記様式 (第13条関係)

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。